

令和2年4月8日

「新型コロナウイルス感染拡大による届出受付業務の変更について」

現在、川口市において、国土利用計画法の届出につきましては、窓口を持参いただき書類を精査した後に受付しております。

しかしながら、令和2年4月7日付けにて特別措置法第32条に基づき緊急事態宣言が発令され「人と人との接触を減らす」ことが要請されております。

従いまして、感染拡大を予防する観点から受付方法を下記のとおり暫定的に見直しを図ります。

なお、この運用は新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、政府の非常事態解除宣言及び隣接都県から不要不急の外出自粛要請が全て解除された日までと致します。

記

- ① 開発審査課のメールアドレスに必要事項を記載した必要書類全てを添付し送付をしてください。
  - ※ 連絡先をメール本文に記載してください。
  - ※ サーバーの関係等、届かない場合もある為、送付した旨の電話連絡をお願い致します。
  
- ② 市職員が確認後、記載していただきました連絡先に連絡いたしますので指摘がない又は修正がされましたら「川口市開発審査課開発指導係」あてに郵送してください。
  - ※ 受付日は、原則到着日と致します。
  - ※ 郵送事故については責任を負いかねますので、記録が残る方法が望ましいです。
  - ※ 受理書の返却を希望される場合は、返却用書類と返信用封筒に相当の切手を貼って同封してください。（信書を送付できない郵送サービスは不可）

以上